

石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会（第1回） 議事概要

1. 開催日時

令和3年10月18日（月） 10:30～12:02

2. 開催方法

ウェブ形式にて実施（YouTube 環境省大気環境課チャンネルよりLive配信）

3. 出席者

- 検討委員（五十音順、敬称略）
加藤委員（一般社団法人日本建設業連合会）、川野辺委員（東京都港区環境課）、
小林委員（埼玉県大気環境課）、城山委員（一般社団法人住宅リフォーム推進協議会）、
高瀬委員（神奈川県大気水質課）、時岡委員（川崎市環境対策推進課）、
外山委員（特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター）、
村山委員（東京工業大学）
- 環境省大気環境課 長坂課長、山崎課長補佐、石山課長補佐、吉田課長補佐
- 事務局 株式会社環境管理センター

4. 議題

- （1）ガイドラインの改訂の進め方
- （2）現行ガイドラインの記載事項と改訂が必要な事項
- （3）自治体アンケート調査結果の概要

5. 配布資料

資料1-1 令和3年度 石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会設置要綱

資料1-2 改訂の進め方（案）

資料2 現行ガイドラインの記載事項と改訂の検討が必要と考えられる箇所

資料3 自治体アンケート調査結果の概要

参考資料1 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン

参考資料2 解体等工事における石綿に係るリスクコミュニケーションの実施に関するアンケート票

6. 議事等

- 環境省大気環境課長坂課長より開会の挨拶があった。
- 議事に先立ち座長の選任を行い、村山委員が座長に指名された。

(1)ガイドラインの改訂の進め方

- 事務局より、資料 1-1 及び資料 1-2 を用いてガイドラインの改訂の進め方についての説明があった。
- 公開で行うということだが、議事録はどのような扱いとなるか。(村山座長)
⇒議事概要を HP で公開する予定である。(事務局)
- YouTube の配信は録画もみることが可能か。(村山座長)
⇒YouTube はライブ配信のみを行い、アーカイブ配信は行わない。(事務局)
- ガイドラインの基本的な枠組みについて、大きな変更はしないということだが、各委員には議論を進めていく中で必要があれば、後からでも指摘いただきたい。(村山座長)

(2)現行ガイドラインの記載事項と改訂が必要な事項

- 事務局より、資料2及び参考資料1(抜粋)を使用して、現行ガイドラインの記載事項と改訂が必要な事項について説明があった。
- ガイドラインの中で戸建住宅について所々で取り上げているが、共同住宅についてはどのように扱うか。(城山委員)
⇒戸建住宅は一般の方も発注者側になりうるということもあり、現行ガイドライン p11 の囲みに記載していると考えている。共同住宅については、留意事項として記載すべきものがあれば特出ししてもよいと考えている。(事務局)
- レベル3建材までが大気汚染防止法の規制対象に加わった。建材ごとにリスクが異なるためレベル分けされているが、うまく説明・情報交換しないと、場合によっては工事を行う側と住民の方々の側で齟齬が出てくるおそれがある。リスクの程度に応じたリスクコミュニケーションについても考えておく必要がある。(村山座長)
⇒説明事項のところでレベルの違いを強調するといった工夫が出来ればと考えている。(事務局)
- 情報提供・交換の仕方も進化しており、SNS の活用、スマートフォンを使って情報を得ることがかなり広がっているため、積極的に取り上げてもよいと考えている。説明会についても、オンラインの活用の可能性について記載を検討したほうがよい。(村山座長)
⇒SNS が普及しているが、ネガティブな広がり方もあるのでそこに留意しながら活用という形となる。また、新型コロナウイルスがまん延している状況での説明会の開催の取り扱いについて、自治体のアンケートの中でも疑問視する意見が出ており、オンラインの併用についても記載の必要性を感じている。(事務局)
⇒コロナ禍との関係に限らず、幅広い関係者の方々に参加していただく仕組みとしての活用も可能性としてはあると思うので、検討いただきたい。(村山座長)
- 今回の大気汚染防止法改正により、自治体の役割や責任が大きく変わってきている。業務量も数倍になるような状況となるが、住民の方々も自治体に頼らざるを得ないところであるため、地方公共団体の役割について、従来の書き方では不十分ではないかと感じている。(外山委員)。
⇒地方公共団体の役割や書きぶりについても改めて検討する。(事務局)

(3)自治体アンケート調査結果の概要

- 事務局より、資料3を用いて自治体アンケート調査結果の概要についての説明があった。
- 委員として参加の自治体より、それぞれの自治体のリスクコミュニケーションに関する規定状況について説明があった。
- ✓ 埼玉県では、平成 29 年に指針で対応を定めている。国のガイドラインの適用に加え、県独自の規定として、届出対象特定工事のうち石綿を除去する面積が 10 m²を超える場合は、県に周知したことを報告するよう求めている。(小林委員)
- ✓ 港区では、平成 17 年 7 月以降、石綿に関する問い合わせや相談が多くなったことを受けて、平成 20 年 6 月に要綱を設定した。要綱では発注者等に石綿の事前調査結果報告書及び除去計画書の提出、標識設置、工事着工前の周辺住民等への事前説明を求めている。対象は全ての解体工事と特定粉じん排出等作業であり、木造建築物の場合は工事着手の 15 日前、木造以外は 30 日前までに標識の設置を義務付けており、標識の設置前までに事前調査結果報告書の提出を義務付けている。説明会の開催は木造建築物では 7 日前、木造以外は 15 日前までに実施することとしている。(川野辺委員)
- ✓ 神奈川県では、平成 18 年に指導指針を定めて石綿の飛散防止対策をとってきたが、令和3年3月に条例を改正(10 月 1 日より施行)し、石綿飛散防止対策を強化した。具体的には石綿排出等工事における管理体制の整備、住民等への周知、大気濃度の測定、届出や完了報告等について規定している。住民等への周知は届出対象特定工事を対象に、元請業者(又は自主施工者)に対して義務を課しており、掲示板以外の方法での周知を義務付けている。(高瀬委員)
- ✓ 川崎市では、平成 23 年に石綿規制を独自に条例化する際にリスクコミュニケーションについても導入した。対象は届出対象特定工事については全ての工事、レベル3建材については建築物の解体で延べ床面積 80 m²以上としている。実施者は元請業者又は自主施工者、説明の方法は広告物の配布等としているが、具体的な規定はしていない。周知範囲は特定粉じん排出等作業を行う区域から 20m としている。(時岡委員)
- アンケートのとおり、神奈川県でも掲示の指導が多いため、ガイドラインの改訂にあたり法定事項として事前調査結果の掲示が義務付けられていることについて強調してほしい。また、令和4年4月から始まる自治体への事前調査結果の報告では、報告システムから掲示につながるような工夫も必要である。(高瀬委員)
 - ⇒ 掲示の法定事項については強調したい。また、報告制度(システム)の枠組みをすべて把握している訳ではないが、掲示の内容から事前周知まで工夫できるものがあれば検討したい。(事務局)
 - ⇒ 現行のガイドラインは PDF 形式のみの公開であるが、可能性としては記載事項に関して特に大事な点について別のリンクに飛ぶとか、事例に飛ぶ等、インタラクティブ(双方向)なつくりも検討いただきたい。(村山座長)
- 自治体が把握する事例はトラブル事例が多い。良い事例については、実際に周知を行っている事業者アンケートを実施して収集するとよい。(時岡委員)
 - ⇒ 自治体アンケートの中にも良い事例の回答は複数あり、また、悪い事例の中にも改善

した例もあるので、良い事例の中に加えることができると考えている。(事務局)

- 見える化の中で、アスベストアナライザーの活用方法があるとよい。(川野辺委員)
⇒事例では、「両者が一緒に確認して解決した」というまでの事例ではなく、指導で活用できたという内容だったかと思う。(事務局)
⇒ガイドラインへの記載について、検討いただきたい。(村山座長)
- 建設現場の実態としては、条例がある場合は条例に従っており、掲示は法定で決められているため必ず行っている。戸別訪問や説明会も発注者と相談して行っている。(加藤委員)
- 自治体アンケート結果と現行ガイドラインを突き合わせて、細かく丁寧に見ていったほうがよい点がある。例えば実施主体等については、現行ガイドラインでは発注者や自主施工者としているが、実態としては元請業者又は自主施工者が多くなっている。また、苦情・問い合わせ等に対する対応例もガイドラインで扱ったほうがよいのではと感じた。(村山座長)

以上